

その他の課題に関する整理(素案)

平成22年4月20日
知的財産戦略推進事務局

I. インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策について

(1)問題の所在について

- P2Pによる違法アップロード・ダウンロードの被害が深刻化しており、特にP2Pを多用して著作権侵害を繰り返す悪質なユーザーへの対策として、抑止を図る観点から、一定の警告プロセスの後、インターネットへのアクセスの利用行為を停止する制度の導入が欧州等で近年盛んに議論され、フランス等で導入されている。なお、これらの悪質なヘビーユーザーがネット資源である帯域の多くを使用している面もある。
- こうした現状に鑑み、権利者を中心に何らかの規制の強化を求める声があるが、その実効性とともにより我が国の法制度において仮に導入する場合の論点を整理する必要がある。
- 我が国の法制度においては、P2Pによる著作権侵害行為に対しては、アップロードに係る公衆送信権や複製権の侵害(民事・刑事)、違法ダウンロード(民事)規定によって対応が可能となっているが、これらに加えて、制裁的な措置或いは将来予想される侵害行為の差止的な措置として、アカウント/インターネットの利用行為の停止の導入の可否についてどのように考えるべきか。

(2)現行制度について

- 我が国著作権法では、P2Pによる個別の著作権侵害行為に対しては、アップロードに係る公衆送信権や複製権の侵害(民事・刑事)、違法ダウンロード(民事)規定によって対応が可能であるが、個別の著作権侵害の差止請求を超え、将来に向けた全てのインターネット利用行為の停止という差止請求は、差止に必要な最小限度の措置とは言い難いことから、一般には難しいと考えられている。
- 電気通信事業法上、プロバイダに対して、ユーザーの利用行為の停止を命令する仕組みはない。
なお、P2P対策としてはプロバイダと権利者団体から成る協議会が立ち上げられ、権利者団体からの警告メールをプロバイダが転送する試みが開始されているところであるが、累次の警告を無視した場合にどのように対処するかについては現時点ではスキームが固まっていない。一部のプロバイダでは、著作権侵害等があった場合にアカウントの停止を行う旨の規約を整備しているところもあるが、実際にアカウントの停止等を行う場合には、利用の公平

性や通信の秘密との関係(権利者からの不正利用者に係る報告情報(IP アドレス、タイムスタンプ)と IP アドレスの特定個人への割当記録の照合)で議論があり得るところ、その許容範囲が明確になっていない。

(参考) 一般人に対して禁止行為を直接的に命令する他の法制度としては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 規制法)がある。前者は「つきまとい」行為を禁止した上で、申し出が被害者からあった場合には加害者に対して警察署長等が警告を行い、警告に従わない場合には公安委員会がつきまとい行為反復の禁止命令を発することができるという制度となっている。後者は配偶者に対して暴力行為の脅迫等があった場合には、当該配偶者の住居付近を「はいかい」してはならない等の命令を裁判所が発することができるという制度となっている。

(3) 国際的動向について(別紙参照)

○EU 指令(情報社会指令)

2009年11月電気通信改革パッケージが正式に承認された。同パッケージの「新インターネット自由条項」では、利用者のインターネット接続を遮断する場合には「公正かつ公平な手続きを事前に」実施しなければならない旨が定められている。同パッケージ案は 2011 年 5 月を期限に欧州連合(EU)の加盟各国で国の法律に組み込まれる。

○フランス

インターネット上の創作的著作物の普及及び保護を推進することを目的とする法律(2009年6月12日)に基づき、インターネット上の著作権の普及及び権利保護のための高等機関(HADOPI)が悪質な侵害者に対して2度警告したにも関わらず、違法ダウンロードを行った場合には、略式起訴を通じた裁判所の命令によって、当該ユーザーに対して罰金を課すか最長1年間のインターネット接続を停止することができる。

○韓国

オンライン上での常習的な著作権侵害について、3回警告を受けた違反者や掲示板が再度違反した場合、最長で6か月のアカウント停止(メールのみ使用可)又は掲示板の閉鎖が課される。ただし、接続プロバイダによる完全なインターネットの遮断を求めるものではなく、あくまでも掲示板等のサービスプロバイダによるアカウントの停止となっているため、P2P 対策としての効果を意図しているものではないと考えられる。

○その他

台湾において導入されているほか、イギリスやニュージーランドでもプロバイダの強制的な遮断を可能とする制度の導入に向けた検討が行われている。

(4) 問題の整理について

①法的構成について

○制裁的措置としての可能性

我が国においては、悪質なユーザー対策としてはアップロード行為による公衆送信権の侵害の刑事罰の適用(警察の取り締まり)が一定程度行われており、また本年から著作権侵害品のダウンロード行為が違法化(民事)されたところ、他国との法体系の違いも踏まえ、さらなる抑止効果として、制度上どこまでの措置がどのような根拠により求められるべきかが問題となる。

我が国の法体系においては抑止効果として期待されるものとしては第一に刑罰があるが、近年は警察の取締強化によってある程度執行されており、当該取締をさらに強化すれば足り、新たな刑罰を導入する必然性は必ずしも高くないとの指摘もある。なお、我が国の刑罰体系においては、刑法第9条において、刑罰の種類として、主刑として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料、付加刑として没収が法定されており、仮に新たな刑罰を設けるとすると、我が国の刑罰体系に関わる議論となると考えられる。

仮に、制裁的な措置として制度を構築する場合には、前述のとおり、我が国において執行されている警察による取締や現行の刑罰では実効性が期待できず、新たな制裁措置が必要とするに足る相当の理由があるか否かという観点から検討する必要がある。

○民事的措置としての可能性

次に、将来に向けた一種の差止的な行為として公的な制度の中でどこまで認められ得るかという観点から検討する必要がある。

仮に我が国の法制度として構築する場合には、(i) 被侵害者からの申出により警告手続きを前置した上でユーザーに対する行政命令或いは裁判所命令、(ii) 被侵害者からの申出により、ユーザーに対する警告手続きを前置した上での接続プロバイダに対する行政命令或いは裁判所命令が考えられるのではないか。

このうち、(i)については、我が国においては個人に対して直接に命令する制度の事例は少ないが、違法行為である個別の著作権侵害行為の是正を超え、私人の行為(インターネットの利用行為)を広く制限するという将来に向けた差止措置的な性格である以上、行政機関による命令は困難であると考えられ、少なくともDV規制法のように裁判所による判断に委ねられるべきと考えられる。我が国では事例が少ない制度構築を検討するにあたっては、その法益や緊急性についての根拠が特に求められることになるが、DV規制法は身体・生命侵害のおそれに対する緊急措置としての性格を有しているところ、私権である著作権侵害の法益とは異なる点に留意する必要がある。特に、将来の著作権侵害を差し止める観点から、インターネット利用行為の停止が正当化されるためには必要最小限度であることが求められるが、著作権侵害以外の行為(例えば電子上の様々な行政手続きや電子メールによる通信)も含めて差し止めることを意味するため、一般的には過剰とならざるを得ない面がある点に留意すべきであると考えられる。

(ii)については、仮に接続プロバイダに対して命令を発することとした場合には、まず以て

当該プロバイダに何らかの義務が課せられていることが前提となると考えられ、すなわちプロバイダが著作権侵害行為に対して一定の対策義務を負っていることが前提となると考えられる。他方、この点については、本 WG の検討においては、法制度の検証を図りつつ、第一に当事者間の自主的な措置の促進に委ねるべきこととされたところである。仮に制度化としても、法的には、プロバイダが行政命令や裁判所命令によりインターネット利用停止の義務を直接的に負うというよりは、(i)のスキームを前提として、プロバイダが協力義務を負う構成となると考えられるのではないか。

以上に鑑みれば、差止請求的な観点からの法制度という構成には検討すべき課題が多いものと考えられる。

②実効性の確保について

○法制度的な課題の前提として、その実効性について精査する必要がある。仮に或るプロバイダによってインターネット接続が遮断されたとしても、他のプロバイダとの間との新たな契約によってインターネット利用を行う或いはインターネットカフェ等を利用してインターネット接続を行うことは日本の実態として容易であり、これらを防止しようとするれば、悪質な反復侵害ユーザーを網羅した「ブラックリスト」の作成によって各プロバイダ間で共有することが必要となると考えられる。

こうしたブラックリストの作成は、多重債務者に関する消費者金融において通常行われているが、債権の焦付防止という点で消費者金融会社にはインセンティブが働くものの、一般にプロバイダ間ではインセンティブが働きにくい。

また、仮にブラックリストを作成したとしてもプロバイダとの間の契約の実態に鑑みれば「なりすまし」は容易であり、インターネット利用を完全に遮断することは、少なくとも現時点では事実上困難であると考えられるのではないか。(なお、フランスの場合には接続プロバイダが限られているために実行が比較的容易との指摘がある。)

また、慎重な手続きが必要とされることから頻繁にインターネット利用を遮断できるということにはならず、実際には謙抑的に対応せざるを得ないものと考えられる。

③社会的なコスト負担について

○インターネット利用を完全に遮断することは、前述のとおり、実効性を確保することに限界があるが、何れにしても言論の自由との関係で慎重な判断が必要となり、個々の当事者が必ずしも反復侵害情報を有しているわけではないことから、公的な機関による一元的な情報収集・慎重な判断が求められることとなり、社会的に一定のコスト負担が必要となるのではないか。

④総合的な考察

○特に P2P による著作権侵害に係る被害が深刻化している中で常習的な悪質侵害者に対して社会全体として実効的な措置を図っていくことは重要な課題である。

○他方、これまでの整理に鑑みれば、仮にインターネット利用行為を停止する制度を設けたとしても完全にインターネット利用行為を停止することは少なくとも現時点では現実的に困難であ

ることから、悪質侵害者に対して他のインターネット利用手段をあらためて探さなければならぬコストを強いるに過ぎない可能性もあり、そのこと自体がどこまでの抑制効果を持つのか、法制度を整備して監視する行政機関を設置するに値する実効性を有するのか、警察による取締(現行の刑罰)と比較してどこまで高い実効性があるのかという様々な観点から検討すべき課題は多いと考えられる。

○このため、現時点で導入について結論を出すことは時期尚早であると考えられるが、今後のP2Pに係る著作権侵害状況の深刻度合、現在実施している対策の実効性、フランスや韓国における実施状況とその効果を見極めながら、今後とも引き続き検討していくべきであると考えられる。

○上述した法制度による構築の可能性のほか、本WGにおいて検討し、当面ガイドラインを策定して促進することとした、民間における自主的な取組み(特にP2P対策)としての侵害対策措置の具体的なオプションとして、反復侵害者に対して警告メールの転送を行うとともに、警告メールを無視してもなお反復侵害があった場合、権利者側からの申出によってアカウントを削除するための規約を整備して的確に実施することが考えられるのではないか。(なお、この場合にはあくまでも当事者間での契約関係の問題であり、当該接続プロバイダが利用停止行為を行うにとどまり、他のプロバイダも含めて利用停止行為を行うことは想定していない)。

ただし、この場合にも利用の公平性や通信の秘密との関係(不正利用者との照合)で議論があり得るところ、そもそも権利者からの申し立て(IPアドレス情報)とアカウント情報の照合が通信の秘密に該当し得るのか、仮に該当するとしても正当業務行為としてどこまでが許容されるのか、その許容範囲が必ずしも明確になっていない。今後、ガイドラインの策定を促進していく場合には、法律上の許容範囲の明確化や必要となる手続きも含めた検討が必要であると考えられる。

II. リーチサイトによる著作権侵害への対策について

(1) 問題の所在について

○インターネット上の著作権侵害行為を大きく拡大させる侵害事例として、侵害コンテンツそのものは掲載していないものの、侵害コンテンツを掲載したサイト或いはサイトに蔵置されたコンテンツへのリンクを集めて誘導するリーチサイト(まとめサイトとも言う)の事例が挙げられる。世界中の様々なサーバに蔵置されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧やダウンロードを助長している。

○リンクの態様としては、その深度によって(i)サイトのトップページに飛ぶケース、(ii)サイトの奥深くのディレクトリ(サーバ上で著作権侵害コンテンツ群が格納されている場所)に飛ぶケース、(iii)著作権侵害コンテンツ(ファイル)と直接的にリンクしているケース(場合によってはリーチサイト内で一定程度の視聴が可能)に大別できる。

具体的な態様としては、①他の動画共有サイトに投稿されている動画ファイルにリンクを貼り、当該サイトにおいて視聴できるようになっているケース(動画共有サイトである Woopie の例)、②本人が別のサイトにファイルをアップロードした上で当該サイトにリンクを貼り付けている(と推測される)ケース、③他のサイトに飛ぶリンク集を(手作業により)提供しているケース、④検索結果として(自動的に)リンク先(場合によっては画像等を視聴可能)を表示するケース等がある。

○もとより、リンク先の侵害コンテンツを蔵置したサーバー(いわゆる蔵置サーバ)やサイトにおける不法アップロード行為(送信可能化権や複製権の侵害)が存在することは明らかであるものの、こうしたサイトは海外に置かれたサーバーにあり、メモリコストの大幅な低下によって世界中で大量に分散しており、かつ、外部から発見されにくいこと(パスワード設定がなされ、パスワードは別途頒布されている場合もある)が多いために実質的にこれらを取り締めることは難しい現状にある。

○一方、リンク行為自体は、単に別のサイトに飛び、ある情報に到達することを指示するに止まる限りにおいては、情報を自ら複製・送信しているものと認められないために、一般には直接の著作権侵害には該当し難いと考えられている。このため、リーチサイトは「誘導経路」として必要不可欠の役割を果たしている(場合によっては広告料収入を得ている場合もある)にも関わらず、事実上「野放し」となっている。

○こうした現状に鑑み、権利者を中心に何らかの規制の強化を求める声もあるが、リンク行為やリーチサイトに対する現行制度の実効性を検証しつつ、論点を整理する必要がある。(なお、ここではあくまでも著作権侵害コンテンツを違法にアップロードしているサイトやサーバーへのリンクを検討の対象としており、合法サイトに無断でリンクを貼る行為については検討の対象外としている)

(2) 現行制度について

○我が国の著作権法上、リンク行為が著作権侵害に該当するか否かは明確ではない。前述のとおり、一般的には、直接的な著作権侵害に該当することは考え難いと考えられている。また、ケースによっては少なくとも著作権侵害の幫助や著作権の間接侵害に該当し得ると考えられる。ただし、これまで具体的な判例が存在しないためにその範囲は必ずしも明らかではない。なお、幫助に該当し得るとした場合に、著作権侵害ファイルの蔵置が海外のサーバーであった場合には、正犯としての公衆送信権侵害が当該国で行われているために、当該国の関連法令を準拠法とする必要があると解されている。

○プロバイダ責任制限法の運用上、権利者側から要請してプロバイダが削除する対象は、複製権や公衆送信権侵害等の直接的な著作権侵害コンテンツに事実上限られており、リンク行為については一般にはその対象となっていないと解されている。

○他方、少なくとも、リンク行為は形態によっては民法第709条に基づく一般不法行為には該当する可能性がある。特に民法719条第2項に基づき、不法行為を幫助する共同不法行為

者に該当する可能性がある。こうしたことから、最近では一部権利者からプロバイダに対して削除要求が行われ、一部のプロバイダではリンクの削除に応じるようになってきている。

(3) 国際的動向について

○米国では、DMCA512条(d)において、サービス・プロバイダが、情報探知ツール(ディレクトリ、インデックス、レファレンス、ポインタまたはハイパーテキスト・リンクを含む)を用いて侵害となる素材または侵害行為を含むオンライン上の所在に使用者をレファレンスまたはリンクすることによって著作権の侵害を生じる場合の免責要件を定めており、DMCA上のノーティスアンドテイクダウンの削除要請手続きの対象と対処となることが明示されている。

(4) 問題の整理について

○一定のリンク行為については著作権侵害に大きな役割を果たしていることも少なくなく、直接的にせよ間接的にせよ著作権侵害となるケースもあり得ると考えられるが、その範囲が明確でないことから、その明確化を図っていくことが重要ではないか。

* 例えば、直接的な侵害行為に該当するか否かについて、上記(1)の(iii)であって①のケースでは、一時的蓄積であれば複製権の侵害には該当しないとされるものの、単に画像の保存先が別のサーバーというに過ぎず、外観や機能は通常の動画共有サイトと何ら変わらず、実質的な発信者としてみなして公衆送信権の侵害と捉えることは可能であると考えられる。また、上記②のケースについても自らアップロードしていることが推測されるに足る状況証拠があれば、もとより公衆送信権や複製権の侵害に該当するため、全体として著作権侵害を構成し得ると考えられる。

また、間接侵害に該当し得るかについては、例えば、上記(1)の(ii)、(iii)であって①②③のようなケースについては侵害行為の幫助と認められ、間接侵害として構成することは可能であると考えられる。(なお、直接的な侵害か間接侵害か否かという区別は相対的な区別に過ぎず、要は著作権侵害行為としてみなすことができるかという観点に尽きるために区別して議論することに意味はないとの意見もある。)

○他方、インターネット利用の際に個人がリンクを貼り付ける行為は一般的に良く行われており、またリンク先が偶々著作権侵害コンテンツとなっている可能性もあることから、こうした一般利用の萎縮を招かないようにする観点からも、著作権侵害となる行為を限定・明確化していくことが重要ではないか。

* 例えば、上記(i)のケース(但し、専ら著作権侵害コンテンツが掲載されているサイトは除く)や上記④のケース(自動的に検索結果を示しているに過ぎず、何ら侵害への故意や過失が考え難い場合)や上記③のケースで適法リンクの中に一部著作権侵害コンテンツのサイトへのリンクが偶々混在していると考えられるようなケースについては、直接侵害にせよ間接侵害にせよ著作権侵害として構成すべき

ではないと考えられる。

○以上を踏まえると、著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、

- (i) 当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、
- (ii) 当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること(各リンクによる侵害の認識)

これらの場合、リンクによって単にサイトに飛ぶのではなく、サイトにある特定の著作権侵害コンテンツファイル・群に直接的にリンクしている場合や、収入を得る等により業として実施していると認められる場合には、著作権侵害行為が、さらに認められ易くなると考えられる。

○上記要件に該当するものについては、著作権法上の著作権侵害に該当し得ることと併せ、プロバイダ責任制限法に基づく運用上の削除対象として組み込んでいくことが必要であると考えられるが、どのような法的構成により位置づけられるか。

例えば、著作権の間接侵害については、これまでその要件化と差止請求権化について議論されてきたところ、この議論の中での位置づけを整理できないか。また、特に悪質なものに絞り込んだ上で直接的な著作権侵害行為として部分的にみなし規定によって位置づけることも考えられるがどうか。また、プロバイダ責任制限法の運用上のガイドラインにも位置づけて削除等の対策を担保することが考えられないか。

Ⅲ. 損害賠償額の算定を容易にする方策について

(1)問題の所在について

○インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害については、特に P2P 経由でコンテンツが違法に流通した場合には、どの程度の規模の第三者にダウンロードされたか把握することは現実的に困難であることが多い。また、必ずしも自らの金銭的な利益を目的とせずデジタルコンテンツを違法にアップロードさせることも少なくないことから、当該違法アップローダーの利益を損害額としてみなすことも難しい面がある。

○特に P2P による被害は依然として収束の兆しが見えず、ブロードバンド化によって高精細な動画のファイル交換も容易になってきている。

○以上のような状況の中で、インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害について損害賠償請求を提起する場合には、賠償額の算定が困難を極めることに加え、裁判官自体も賠償額を判断することが客観的に難しい。このため、原告側の立証負担の軽減のみならず、効率的な訴訟進行の観点から、インターネット上のデジタルコンテンツ被害に係る損害賠償

額の算定については現行の著作権法第114条の推定規定に加え、定額を選択することも可能とする制度を導入すべきとの議論についてどう考えるか。

(2)現行制度について

○著作権の侵害行為があった場合、権利者は民法第709条以下の不法行為規定に基づき損害賠償請求を行うことができるが、著作権の侵害については損害額の立証が困難なことから、立証負担の軽減措置を図るため、著作権法第114条第1項において、受信された数量に当該著作物の得べかりし利益を乗じた額を販売能力の範囲内で損害賠償額とし、同条第2項において侵害者の利益を損害額と推定する等の規定を設けている。

①「侵害物の譲渡等数量×正規品の利益率」(第1項)

②「侵害行為によって得た利益の額」(第2項)

③「ライセンス料相当額」(第3項)

また、第114条の5において、客観的に事実認定が困難であったとしても、「損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定することができる」とされており、裁判所による認定の途を拓いている。(なお、民事訴訟法第248条に同様の規定あり。)

○これまでの文化庁文化審議会著作権分科会(平成21年1月の報告書等)の検討においては、特にインターネット上での侵害については損害額の立証に一定の困難性が存在し、何らかの形で権利の救済が図られることが適当であるとは考えられるものの、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至らなかったと整理されている。

(3)国際的動向について

○アメリカにおいては「法定損害賠償制度」を設けており、原告は侵害発生を挙証すれば、原告の選択により、「実額損害賠償制度」と「法定損害賠償制度」を選択することができる。「法定損害賠償制度」を選択すれば、損害額として法定金額(著作物当たり750ドル~30,000ドル)が認定される。

○カナダにおいてはアメリカと同様に「法定損害賠償制度」を設けており、法定損害金額(著作物当たり500カナダドル~20,000カナダドル)が認められる。

○中国、台湾においても「法定損害賠償制度」が規定されている。

(4)問題の整理について

○(1)のとおり、インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害の損害賠償額の算定にあたっては、受信数が不明等、その性格上大きな困難が伴うことが現状であり、インターネット上の被害の特質に鑑み、何らかの方策を検討する必要があるのではないか。(サイトにアクセスカウンターがある場合には算定がし易いが、必ずしもそのようなものがあるとは限らな

い)

○著作権法第114条の5等から、現行制度上、柔軟に対応することは可能であるとの声もあるが、訴訟提起の実務上、裁判所に「丸投げ」することはできず、その算定根拠を整理することは必要であり、引き続き立証負担の問題は実務上存在している。このことがある程度、訴訟提起の少なからぬハードルとなっていることは事実とも指摘されている。なお、賠償額の決定に至る事例は少なく、著作権侵害の場合には金額が必ずしも大きくないこともあって和解による解決も少なくないために判例上の蓄積が少なく、金額の相場観が確立しているとは言い難い。

○また、効率的な訴訟の観点だけではなく、単に違法となる可能性だけでは抑止効果が低い(金額の多寡の問題ではなく)具体的な金額があらかじめ明らかになっていることで一定の抑止効果が働きやすくなるとの指摘もある。(例えば、民間の駐車場において無断駐車の場合には、「無断駐車の場合には時間等に関わらず1万円申し受けます」として具体的なイメージを明示することで抑制効果が働くといった指摘もある。)

*なお、著作権侵害の場合には損害賠償額が比較的 low になりやすいことから、侵害の「し得」になりやすいとの指摘もあり、懲罰的観点からの制度導入の議論もあるが、民事に懲罰的要素を含めるか否かについては、民事と刑事を区別する日本の法体系に関わる問題であることから、本検討においては対象としていない。

○以上から、インターネット上のデジタルコンテンツの侵害のケースに限定した上で、原告側が訴訟提起にあたって、定額の賠償を選択することを可能とし、被告側の反証を経た上で裁判所が最終的に裁量により判断できる制度の構築については、なお様々な課題について検討する必要があると考えられるが、一定の合理性は認められ、今後とも引き続き検討すべき課題であるとは言えるのではないか。今後、検討するにあたっては、判例の蓄積を見つつ、一定の損害賠償額(例えば10万円)を定めた場合の根拠や民法の損失補填原則との関係、他の知財法における取り扱いとのバランス等について整理する必要があるのではないか。

○また、制度化に至らない実質的なアプローチについても検討する必要があるのではないか。例えば、業界単位で客観的な調査を行い、インターネット上に流出した場合のコンテンツの拡散状況や販売額への影響度合について平均的な数字を算出し、当該数字を統一的に用いて裁判の判例を通じ、相場観を形成していく取組も重要ではないか。